

「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第 16 回）議事要旨

1 日時

令和 8 年 6 月 25 日（木） 9 時から 11 時までの間

2 場所

中央合同庁舎 8 号館 8 階 818 会議室

3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
兼原 信克	公益財団法人笹川平和財団 理事
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	Cdots 合同会社 共同創業者
角南 篤	公益財団法人笹川平和財団 理事長
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 専務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

（政府側）

小野田紀美	経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
井上 裕之	内閣府事務次官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
西山 英将	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）

三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要物資担当）
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定社会基盤役務担当）
大川 龍郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要技術担当）
井上 哲郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特許出願非公開担当）
津田 尊弘	内閣参事官

4 議事概要

(1) 小野田大臣冒頭挨拶

- ・ 先週 6 月 17 日に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が公布された。この法律は、本年 1 月、有識者会議で取りまとめていただいた「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」の内容を踏まえたもの。有識者の委員の皆様の御尽力に改めて御礼を申し上げます。
- ・ 今般の国会審議では、改正の内容に関して数多くの御質疑を頂いたが、昨年 11 月以降、有識者委員の皆様から非常に充実した御議論を頂いていたからこそ、国会においても更に検討を深めることができ、結果として、与野党多数の議員から御賛同いただけたと思っている。
- ・ 原委員と渡井委員には国会での参考人質疑にも御対応いただいた。私自身、質疑をオンラインで拝聴するなどしていたが、経済安全保障の重要性、そして、今回の法改正の意義を述べていただき、心強く思っていた。この場を借りて御礼を申し上げます。
- ・ 他方、経済安全保障の推進は、改正法の成立をもって完成ではない。まだまだ次の課題も残っており、今回いろいろな御指摘もあったところ。1 月に御提言を頂いた後も、中東情勢や AI の高度化等、我が国を取り巻く状況は変化している。今後も改正後の経済安全保障推進法に基づく取組を迅速かつ強力に推進していくとともに、状況に応じた不断の見直しが必要になる。
- ・ そのための第一歩として、本日は基本方針の変更（案）について、忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いである。

(2) 委員の変更

青木座長より、小林いずみ委員が本有識者会議の委員を退任された旨の報告があった。

(3) 事務局説明（経済安全保障推進法等改正法案に係る国会審議の御報告、 基本方針の変更（案））

事務局より、国会審議の概要及び基本方針の変更（案）の内容について説明。

(4) 自由討議（経済安全保障推進法等改正法案に係る国会審議の御報告、 基本方針の変更（案））

- 推進法の改正法案が無事国会を通過したことは何より。小野田大臣を始め、皆様の御尽力に敬意を表したい。
- 今回御提示のあった基本方針の変更（案）について、私はいずれについても賛同する。変更点のうち、基本的な考え方の部分や国際協調に関する記述の中に、国際秩序やルー

ル形成において主導的な役割を果たすという形で文言の修正があることに関して、特に賛同したい。

以前、特に経済的威圧への対応について、国際的枠組みやルール形成を我が国がリードしていくべきではないかと申し上げたことがある。我が国が単独で行う経済安全保障措置を「個別的経済安全保障」と言うのであれば、他国と協働して行う経済安全保障措置は「集団的経済安全保障」と呼べると考える。経済的威圧への対応に限らず、広く経済安全保障上の取組を同志国や重要なパートナーと連携して行っていくことは、集団的経済安全保障の推進に相当し、それに関連する国際的枠組みやルール形成を我が国が主導的に進めていくことは非常に意義深い。最近相次いで締結されている経済安全保障に関するパートナーシップは、そうした方向性での重要な取組であると考え

る。

この点に関連して、我が国がこれまで締結してきた経済連携協定（EPA）は、基本的には貿易や国際投資の障壁を削減し、民間企業等の自由な貿易投資を実現すること、知的財産の保護、競争政策に関する協力等を定めているものであるが、経済安全保障についてはこれまで正面からはあまり扱われてこなかったと考えている。今後、経済連携という概念の中に、経済安全保障に関する連携も含めて考えていくことも有益。新規に締結する EPA や既存の EPA についても、経済安全保障の確保に関する規定を盛り込み、経済安全保障推進法を始めとする我が国の取組との整合性を図る必要がある。

例えば今月、英国との間で合意された経済安全保障協力に関する日英共同宣言では、サプライチェーンの強靱化、経済的威圧の分野を含め、CPTPP を更新し強化するという文言が含まれている。まさにこのような取組を我が国として進めていくことが重要である。

- 今回の経済安全保障の法案について、全面的に賛成する。
- サプライチェーンの問題について。海外で物をつくるという形態が国内に回帰しつつある中で、サプライチェーンの強靱化という観点から、サプライチェーンそのものをどのように成長させていって、それが日本の経済安全保障に資するののかという視点が今後の課題であり、考えなければならない。

その意味で言えば、最も重要なのは我が国における人口の減少、18 歳人口の減少、円安が進む中で外国人労働者がなかなか来なくなっているという状況である。この中で我が国のサプライチェーンをどのように強靱化していくかという視点が今後非常に重要になる。特に人づくりの問題をこれまでほとんど文科省に依存してきた体質を、経産省も含めた全省庁の中で考えていかなければならないという視点が、最終的にはサプライチェーンの強靱化につながっていくと考える。

- シンクタンクの問題は、私の中で最も重要なイシューであった。重要技術研究所という形になったが、当初は外交、情報、防衛、経済、技術全体を指したシンクタンク構想を持っていた。最終的には技術情報だけに特化した研究所となったが、その過程においては、ランド研究所を始め海外の研究所や大学も含めた情報収集を相当行い、我が国における適切なシンクタンク構想を検討してきた。重要技術研究所という技術だけに特化した組織となってしまった以上、私は新たな総合的な経済安全保障シンクタンクに強い期待を持っている。

ただし、CSTI が行ってきたような海外のシンクタンクとの連携をどのように進めているのか。海外シンクタンクとの連携は、相当の時間と専門的な知識が必要。そこをRIETI の中で進めていくとしても、CSTI が行ってきた知見も踏まえて、できるだけ早く再構築していただきたい。

- 官民協議会について。本有識者会議に出席してきて最も分かりにくいことの一つは、官民協議会なるものが必要だということ。Public Private Partnership が重要であることは分かるが、一体どのような形で機能していくのか正直分からない。官民協議会を機能させようとするれば、シンクタンク等から出てくる適切な分析とアドバイスの下で、それについて官民で議論していく体制をつくらなければならないが、正直言ってそれができているかどうか。議論の体制を構築していくことは非常に難しいが、今後やっていくべきであると考え。個人的には、産業界とアカデミアのトップ・オブ・トップと官との間でフォーラムのようなものをつくらうとして、主な大企業のトップの方々と話をしてきたが、全然機運が高まっていないという感じがする。国がやっていることに對してもう期待していないという言葉さえ出るほど、国の方針に対して協議できる状態にはなっていないと思う。

軸足を、官がこれを考えたのだからそれに対して産業界はどうするかという姿勢から、むしろ産業界の中で、あるいはアカデミアの中で、どのような方向性が必要なのかということを適切に拾い上げる場としての官民協議会という形に移していかない限り、官民協議会という言葉は踊るが、本当に実質的に政策の中に打ち込めるようなアイデアを抽出する場になるかどうかは分からないと考える。

この点の建付けをどのようにされていくのか注視しているが、個人的には、産業界とアカデミアのトップも交えた場をつくっていかうとしている最中である。このようなことも是非参考にいただき、アカデミアが何を考え、産業界のトップの方々が何を考えているのかということをやうまく拾い上げていくような場に育ててほしい。

- サプライチェーンについて。特にレアアースであるが、価格破壊をしながら輸出規制で締めつけてくるといふ動きに對抗しようとする、備蓄や融通をすれば、それ以外の国を支援しながら物を調達していくということをやっていかなければならない。

ただし、言うは易しで、そんなに簡単ではない。他の委員がおっしゃっていたが、個別の安全保障から一步前に出て、集团的経済安全保障ということも考えていかないと対応できない時代になったのではないかと考える。

- 官民協議会だが、企業の方々と話していると、「駄目なら駄目と政府が言ってくれ」という声がある。政府が明言していれば、「駄目と言われているから取引はやめる」と言えるが、「うまくやってくれ」と言われると、なかなかできないと言うわけである。マーケットは原則自由だが、安全保障上の観点から政府の規制を入れるのであれば、「政府の方針に従え」とはっきり言ってもらったほうがありがたいという意見があった。
- 造船のリショアリングについて。我々がどんどん基幹産業の部分で外国に依存させられているということが生じている。安全保障上の観点から補助金をつけてリショアリングを行うということを本気でやらなければならないのではないかと思う。
- シンクタンクに学者や技術者が集まっても、安全保障上のシンクタンクとして機能させるためには、敵がどこを狙っているか、敵の最先端の軍事技術の何が欲しいのか、日本のこれは取られてはいけないといったことを考える必要。そうすると、外事警察、公安警察、防衛省の防衛装備庁だけでなく陸海空の自衛隊からも話を聞かないと、何を守ったらいいのか、どういう情報を取ってくればいいのかよく分からないのではないか。
- これは本有識者会議のスコープを外れるかもしれないが申し上げたい。サイバー攻撃や AI、データセキュリティの話が出ていて素晴らしいと思うが、そもそも日本政府は、政府が持っているデータをどうやって活用して、データ駆動政府にするかという発想がない。データ全体を政府がどう活用するかという発想がないため、守るという発想にもならない。AI がますます進化していくが、日本政府全体が持っているデータを、インテリジェンスや国家安全保障、医療等、様々な分野で、横串を通したデータ全体をどう使うかという発想を誰かが担わないといけない。今、誰もやっていないが、誰かがやらないと、守らなければならないという議論にもならない。その議論が出るから政府クラウドが強くなる。政府クラウドが最近どんどん弱くなっている。量子コンピューターでも破れない暗号をかけなければならないとか、守りを AI にやらせるとか、そういったことをやっていくと、最も重要になってくるのが個々人のクリアランスである。政府職員全員のクリアランスが必要であり、これはしっかりやっていかなければならない。ここは全然準備ができていないのではないかと思う。同時に、個人データの保護もやらなければならないことは当然である。

- 日本は山のように特許の話をするのに、全然知財として創出していない。何かやらせて、お金をどんと入れてすごい技術をつくって民間に裨益していくときに、その知財をどう活用して、どうやって日本産業を強くしていくかということをやらなければならないと思うが、これは特許庁の仕事ではなく、誰かがやらなければならない。恐らく経産省かと思うが、特許と知財を活用した産業政策で国家安全保障を強化するということもどこかで御検討いただければと思う。
- 今回の法律の改正は非常にすばらしいことであると思う。全面的に賛成する。
- 経済安全保障推進法をつくったとき、様々な考え方もあったが、諸外国、特に ASEAN 等の国からの御意見として非常に感動したのは、我が国は安全保障という観点で DIMET というものの均衡的な形成を行っているという御発言を頂いたことである。今回基本方針の変更（案）の中にも入ってくるが、経済安全保障推進法はまさに DIMET の E と T を支える柱となる法制であるということである。
- 国会において、附則で見直し規定に関する議論もあったが、経済というものは生き物であり、その変動に従った形で、迅速な改正、また過剰な規制については迅速な解除が求められていくということが非常に重要であると考えている。
- 他の委員の御発言からも非常に示唆を受けたのは、先ほど出席していた国際会議でも出ていたところであるが、集団的な経済安全保障という観点。主として今までは軍事・外交という観点であったが、集団的な経済安全保障ということが現在の世界経済において重要になってきている中、我が国がルールメイキングや貿易の管理措置という観点でのミニラテラリズムについて主導権を発揮していくことが極めて重要であると考えている。
- 先般、小林鷹之政調会長から、安全保障とは経済安全保障であるとの御発言があり、非常に断定的であると思ったが、一面、非常に真理であると感じた。E と T の側面なくして安全保障は語れない状況になっている。そのために、経済安全保障推進法は E と T の部分において最も重要な法的な枠組みであり、全世界の動きに敏感に対応しながら、この改善・改定を進めていくことが極めて重要であると考えている。引き続き、事務局の方々の更なる御検討を強く支援したい。
- まず、改正法に関して、経済界の立場としては、経済安全保障推進法の一人称はやはり経済界であるという気持ちに変わりはなく、今回のインテリジェンスのところ、これ

からも議論が続くが、非常に注目しており、経済界として加わっていききたいし、全面的に協力できると考えている。

- 基本方針の変更（案）の「基本的な考え方」に、「地政学リスクの高まりやグローバル・サウス諸国」とあるが、今後非常に意識しなければならないのが Cyber Geopolitics であるとする。経済安全保障推進法は、従来からのリアルな Geopolitics の考え方の下で作られていると思うが、Cyber Geopolitics になると国の覇権が非国家主体に移り、コンピュータパワー、デジタルテクノロジー、量子コンピューター等の技術を持つアクターが非常に優位になる。ここは国家間の交渉がない世界でのパワーバランスが出てくるため、Cyber Geopolitics の観点で世界を見たらどうなるか、という議論をそろそろ進めるべきであるとする。

その中で、Claude Mythos の話題が日本中を駆け巡っているが、確かに Claude Mythos は非常に有用なツールであると思う。しかし、現在の技術でパッチを当てたとしても、量子コンピューティングに対しては全く無力である。今回、17 の成長戦略分野の中に量子コンピューティングのロードマップも入っているが、量子コンピューターの発展を過小評価しているとする。想定よりも速く脅威が出てきており、その最先端は日本の理化学研究所（理研）で進めているものであると認識している。今後数か月の間に、世界初の技術が達成されると考えられているが、これは間違いなく理研の仕事であると思う。こうした状況の中で、学者中心、特に情報分野の学者を中心とした議論になると、やはり過小評価されてしまう。

フランスと米国は、対量子計算暗号の準備を完了する時期について、2030 年と設定した。ところが、昨日、半導体・デジタル産業戦略検討会議の中で資料を確認したところ、我が国のゴールは 2035 年になっている。この 5 年間の差は非常に大きい。今、日本は Claude Mythos ばかりに注目しているが、Claude Mythos に対する対応策は、現在の技術のサイバーセキュリティではない。Cyber Geopolitics という観点で見えていかないと見落としてしまうとする。是非今後の見直しは 3 年以内に行っていただきたい。

- 基本方針の変更（案）を見ると、令和 4 年から 8 年の間に変わったこととして、基本的な考え方からサプライチェーンとサイバーセキュリティの記載が消えている。逆に、今はむしろ大きな問題になっているため、これは記載の趣旨が分かっているだけかもしれないが、どうして消してしまうのかという疑問がある。
- 特定海外事業促進基本指針（案）に書かれているような海外での事業を、経済安全保障という名の下で進めていこうということであるが、進めること自体は記載されているものの、どういう方向かということが全く見えていないように思う。例えば、我が国と同じような安保上の問題を抱えている国と行うのが、一つの望ましい方向だろうと

考える。また、GDP が小さい国と行っても意義が薄い。もう一つ、私の経験からであるが、人々が勤勉な国は間違いなく重要である。明日できることは今日しないというような国々と組んで投資をしたこともあるが、うまくいかないことがある。投資する国についても、少し方向性を出していけたらよいと考える。

- 最近、生成 AI のソリューションベンチャー等、他の委員からも御指摘があったような、知財を何とか使わなければならないというベンチャーのコンサルティングをさせていただいている。その中で、知財の活用については、日本人は訴訟が苦手、仲裁も苦手ということで弱かったが、そこをこじ開けるような若い知財マンに立ってもらおうと動いているところである。他方、正直言って、行政には期待していない。同じような話が特許庁や内閣府の知財推進事務局でも出るが、やはり総花的になってしまって、どこを重点的にやるのかというところできていないため、あまり期待できないと正直思っている。
- 生成 AI は、ほとんど毎月バージョンが変わっている。Claude Mythos だけでなく、Gemini にしても ChatGPT にしても、毎月少しずつバージョンが変わっている。そのスピード感の中でソリューションをつくらなければならない。確かにエンジンそのものについては米中の後塵を拝していると感じるが、それを使ったソリューションをつくるのは日本人は本当に得意だと思う。そこをうまく利用できないかということは常々考えており、そういうことも含めて、シンクタンクと重要技術戦略研究所、そして官民協議会の中でどうやって動いていくかということが重要である。
- RIETI や NEDO、JST が「民」の文脈で名前が出てくるが、私のように産業界に長くいると、これらはすばらしい組織であるが、行政の一部であって、省庁のコントロール下に置かれているというイメージがある。そうすると民間の意見はなかなか入ってこない。官民協議会に期待しているわけであるが、どういうふうに関わってくるのかいまいち分からない。
- 今産業界でよく考えていることは、トランプ関税のこともあって、知的財産のライセンス料や売買の料金には関税がかからない。またソフトウェアも同様である。例えば PC を購入した際、Windows のソフトウェアは、ダウンロードするため関税はかかっていないが、PC 本体には当然関税がかかる。特に米国はそういうことでかなり関税をセーブしており、ヨーロッパは対抗するためにデジタル関税を導入したが、我が国は無策である。物を製造していて、その物と一緒にソフトウェアも知財も無形資産は全てついていくという文化がずっと続いている。ものづくり同士で争ってきた時代の日本の文化が変わっていないところが問題であり、少し工夫すると、サブスクモデル、リース、レン

タルなど、検討の余地はあり、かなり関税の影響が抑えられるのではないかと考えている。実際、経団連の総研においても今こういう検討をしているが、このような話も、総合的な経済安全保障シンクタンクや重要技術戦略研究所、国としてもピックアップしていただきたい。

- 今回の法改正について、感謝申し上げる。その上で、基本方針の変更（案）については、基本的に法改正に伴う修正と理解している。ただ、これまでも何度か申し上げてきたが、法律の対象範囲が広がり、事例も増えていくことで、中小企業に及ぶ影響も非常に大きくなる。今回の中東情勢等を見ても、中小企業にとって最も大事なものはビジネスの予見性を高めていくことが総論として重要であると考ええる。

今回、中小企業もこの法制度の下で何らかの関わりがあるということ、責務を負わなければならない、対応していかなければならないということをメッセージとして出すとすれば、基本方針の変更（案）の中に「中小企業」という文言を追記することが必要ではないか。これは御提案だが、例えば、頂いた資料の6ページ目の「事業者等との連携」や、12ページ目の「周知・広報及び情報提供」に、中小企業も対象として含むことが分かるような工夫をしていただければと思う。

- 官民連携協議会について、適切な情報管理が前提となるため、その構成員は必要な範囲に限定すると示されている。これは当然、重要であるが、その中に中小企業が参入するのであれば、実効性を担保するために、その中小企業のキャパシティに合わせて、情報管理等にも対応できるような形が必要であると考ええる。

- サプライチェーンに関連して、基本方針の変更（案）の中では、市場や競争に過度に委ねず、安全保障と経済合理性のバランスを取りながら政府が支援を行うとされており、これはこのとおりであると思う。支援対象について一定の絞り込みは必要だが、一方で、措置の実効性、例えばサプライチェーンの維持をしっかりとやろうとすれば、具体的な認定を受けた企業に加え、サプライヤーも極めて重要である。例えば供給確保計画の認定企業に話を伺っても、現時点で自社に部品を供給してくれている企業については5年、10年は大丈夫という見通しを持っているが、その先になると本当に分からない、供給できる企業の数が減ってきているとのことであり、先ほど人材不足の議論もあったが、そういったところも不断の見直しをしていき、場合によっては、こうした企業も支援対象としていくことを視野に入れておく必要がある。

- 広報については、これまでも申し上げてきたとおり、経済安全保障の範囲及び影響がだんだん広がってくる中で、関係してくる中小企業に対しては、ぜひプッシュ型で情報提供していただきたい。一方で、ビジネスの予見性という観点から、世の中がこう動い

ている、政府はこのように経済安全保障対策をしているということについて、どのように中小企業に伝えていくかということは非常に重要である。これまでも申し上げているが、例えば今回の法改正をどう周知していくのかということは非常に重要であるため、是非しっかりと推進していただきたい。

- 有識者会議での議論を踏まえて改正法案を国会に提出いただき、国会審議においては小野田大臣を始めとして御対応いただいたとの御説明があった。ここに至るまでの経済安全保障の制度の充実に御尽力いただいていることに、改めて敬意を表したい。法改正事項には、国会審議で特段の修正が行われたわけではないと伺っているため、現時点での有識者会議としての課題は、小野田大臣の国会審議での御答弁を踏まえながら、制度の具体的な設計及び新たな課題の抽出にあると考えている。今後ともそういう観点から、経済界・産業界の一端を担う立場として取り組んでまいりたい。
- 基本方針の変更（案）に関しては、特段の異論はない。
- これはやや申し上げにくい点もあるが、それぞれの措置を担っている各府省庁の足腰の強化についてあえて申し上げたい。特に、官民連携という議論に入る以前の課題があるのではないかと考えている。すなわち、個々の企業が自ら解決する個別の課題と、官の規律や支援によって解決する課題との間の仕切りは、外部環境にも依存するものであって流動的でもある。したがって、官の規律や支援について申し上げると、一たび設計・導入された規律や支援であっても、短期的にも中長期的にも様々な外部環境が変化するため、限界や機能については常にレビューをしていただき、個々の企業の取組に委ねて見直していただくものもあれば、当然強化をしていただくものもあると思う。そういう観点で、経済界・産業界と、規制措置や支援措置を担う各所管府省庁との対話・意見交換の場を、地方も含めて抜本的に増やしていただきたい。
- 規制措置の導入に関して、本日の資料の中にも言及があるが、規制措置の導入については必要性を認識しているということを申し上げた上で、事業活動の尊重という観点から必要最小限の内容としていただきたい。事業活動にとって予見可能性を高めていただきたいとお願い申し上げたい。
- 官民協議会について。個別のテーマごとの分科会といった会議や場をつくることも大事かもしれないが、個別のテーマごとに何を達成したいのか、それを誰が主導するのかは、事務局をそれぞれ務めていただく各府省庁の立場があると思う。まずしっかりとその点を明らかにしていただき、リードしていただくことが必要である。これがないと、企業サイドとしても、あるいは企業サイドが業界の団体であるとか一定の意見集約を

するというふうにある種抽象度の高い次元になってくると、なかなか本質のところには届きにくいということがある。本質に届くためには、やはり各府省の足腰との関係が出てくると思う。これからの制度設計に関しても、誰が主導していくのかということについては、各府省庁に頑張っていただくことが大事ではないか。

- 基幹インフラ制度の運用改善について。これまでも運用改善に取り組んでくださっており、企業負担の軽減あるいは支援措置についても尽くしていただいたことについて、この場をお借りして改めて感謝申し上げたい。

その上で、特に医療分野の追加に伴っては、情報セキュリティへの対応等のシステムの整備あるいは体制の充実といった点について、それぞれの主体において万全を期していただく必要がある。その際、厚労省においていろいろな手当てをされるということとを伺っているが、関連する企業の負担については、支援措置も含めて現場の声を事務局としてもよく聞いていただくようなサポートをお願いしたい。

- 他の委員からも御発言があったが、情報の提供及び周知の徹底については、是非地方の経済団体との関係等も含めて、徹底して丁寧に尽くしていただきたいということを改めてお願い申し上げる。

- 他の委員から御指摘があった集団的経済安全保障の考え方には、私も大いに賛同する。WTOには安全保障例外が規定されているが、経済的威圧が横行する現在は、もはや安全保障を例外として扱うべき時代ではない。経済的威圧を抑制するためのルール化を、日本が先陣を切って提案していくべきである。そこに国の役割が十分あると考える。また、貿易・投資の自由化のツールである EPA に経済安全保障の要素を取り込んでいくという御提案についても、大いに賛同する。特に CPTPP はそのための非常に重要な基盤になる。自由貿易と経済安全保障を二項対立と捉えるのではなく、むしろ自由貿易の原則の中に経済安全保障という要素を取り込んでいく発想で物事を考えることが重要である。

- 基本方針の変更（案）の「基本的な考え方」に、安全保障と経済合理性のバランスを取りながら、という表現が入っている。誰も反対しないような表現だが、二項対立の関係にある安全保障と経済合理性とのバランスを取っていくという趣旨に読める。果たしてそれでよいか、問題提起したい。先ほど他の委員から、DIMET のうち E と T の部分が経済安全保障推進法の肝だとの御発言があった。経済安全保障の重要な一角は経済と技術が占めている。安全保障と経済合理性の好循環とまで言うと言い過ぎかもしれないが、これら 2 要素を二項対立とせず、両者のベクトルを合わせることで自律的に動いていくようにしていくことが、今後の日本の経済安全保障を考えると重要と考

える。

中小企業についても他の委員から御発言があったが、中小企業に、「安全保障を考えなさい」、「経済合理性とのバランスを取りなさい」と言っても、なかなか浸透していかないと思う。大企業にももちろん同様の面がある。企業は経済合理性という原理の下で動いている。その行動原理の中に安全保障の要素をいかに埋め込んでいくかが重要である。今後の具体的な施策はこうした観点を踏まえて考えていくべきではないかというのが私の問題提起である。

- 規制の問題についても他の委員から御発言があった。経済界内にも様々な声があり一概には言えないが、一部の経営者には、むしろ規制をきちんとやってくれ、はっきりさせてくれという意見がある。誤解のないよう申し上げておくと、大臣の国会での御答弁にあったように、経済安全保障推進法の第5条は規制を必要最小限とするよう定めており、この原則は絶対に崩していただきたくない。では、どういう背景から規制をはっきりさせてくれということになるのかといえ、国と国との間に企業が挟まれたときに問題が起こるからである。

例えば、ある国が日本企業を名指しでリスト化し、「これらの企業に対してこのようなことを制限する」と言われることが起こり得る。現にそのようなことが起きている。こうしたときに、企業が「これは日本の経済安全保障の議論を踏まえて対応した結果なのだ」と言えるか。国が企業を支え、また前面に立っていただけるのかどうか。ここが問題であり、もうそういうことを考えなければならない時代になっていると思う。国が自ら盾になって出てきていただける確証があれば、そのことがまさに企業にとっての予見可能性となり、それを前提に様々なリスクを取っていけるだろう。逆にそうした確証がなければ、黄色信号の場合は渡るのをやめようということになる。安全保障と経済合理性が好循環に向けて動き出すことができるか、国の姿勢、覚悟が問われている。この点が、一部の経営者から「規制」という言葉になって出てきているのではないかと考える。国の姿勢、覚悟が明確に示されることが重要である。

- まず小野田大臣のリーダーシップの下にここまでまとめていただいたことに感謝申し上げたい。全体については特に異論はないが、法律は制定後どう運用していくかというところで詳細が決まってくるため、そういった観点から申し上げる。

第7期科学技術・イノベーション基本計画が定められ、いろいろなことが書かれているが、これとどのように連携していくかということを考えて運用していかないと、なかなか実効性が上がらないのではないかと考えている。

例えば、基本方針の変更(案)の中で外交が重要だということは書いていただいたが、外交という観点で言うと、第7期科学技術・イノベーション基本計画の中にも、戦略的な科学技術外交の推進ということが書き込まれている。経済安全保障を実効性のある

ものにしていくためには、我々が持っている科学技術力をどれだけ世界と戦える状況にしておくかということが必要であると思う。

ボトムアップ、トップダウンの両方でこれをどのように強めていくかというのは、実は、科学技術を推進している現場の方がどれだけ世界を知っているか、また、それに呼応しながら自らの科学技術力を伸ばしているかということが問題になる。以前からいろいろなところで、ある種の官民連携の活動の中で議論してきたところではないかと思う。したがって、官民連携にアカデミアもきちんと取り込んでいただき、アカデミアから出てくる知をどのように実装していくのかということが、大きな力になるのではないかと考えている。

- 国際協調は極めて重要である。いろいろな国々と単に敵対的に行動していくのは日本だけではやり切れないため、多くの国とどのように協調していくかということが重要であるが、日本は自由で公正な経済活動、法治主義によって世界と協調していくことが重要であると考えます。そうすると、世界で起きているある種の不正競争防止的な観点で、どのように世界の流れをリードしていくのかということも実は考えていかなければならず、これは極めて外交上重要な話であると思う。外務省だけでやり切れるような話では全くない。また、国際秩序の形成ということであれば、当然、どこが同盟国・同志国なのかということもきちんと考えなければならないため、国際協調をどの国と組んで実現していくのかということ、グローバル・サウス諸国のどことどのように連携していけばよいかという戦略を、きちんと考えながらやっていくことが重要であると考えます。

- アカデミアだけではないが、海外で活躍している日本人はたくさんいらっしゃると思う。華僑に対して「倭僑」とでも言おうか、国籍だけではないかもしれないが、世界で活躍しておられる日本人との連携をよい形でつくっていくことが重要である。そういう方々が我々の活動のハブになっていただける。今、外務省ではPI マップ（在外日本人研究者マップ）というものを展開しているところであるが、海外の現場で活躍している研究者達との連携を作ることが、実は、まさにそこに流れているビビッドな情報を把握することにつながる。そういうところこそ重要なのではないかと考えている。

- 基幹インフラについて。様々な基幹インフラをどのように運用・整備していくかは極めて重要であり、そういう整備をしていくというところに、最近の人材不足が深く関与している。例えば、造船というものをテーマに挙げたときに、きちんと溶接をしてくれる溶接工が足りないということになるわけである。また、いろいろな整備にしても、道路整備、線路の整備を考えても、それをメンテナンスする人が実はいなくなってしまう。それをある意味でAIを使いながら省力化していくことが極めて重要になると

思うが、そういうところにうまく投資をしていくことが必要であるとする。

- 経済安全保障推進法策定前の有識者会議での議論は、原薬が足りないということからスタートしたように記憶しているが、薬のサプライチェーンをどうするのかという問題がある。単に創薬も含めて薬をどう供給していくのかということも重要であるし、AI、ロボティクスのなところも、現場のお医者さんが大変な目に遭いながら臨床を進めていくのではなく、全体の合理化をしながら、ある種の働き方改革が必要というところが、人材力をどう生かすかというところにつながってくるのではないかと考える。

そういったところをきちんと考えていくことが、デジタルツインの重要なポイントであり、こういった施策を回したときにどういう効果が出てくるのかということをしてデジタル上でシミュレーションをやってみて、こういう効果があるという分析ができる、それこそシンクタンクになるわけである。そういったものをどのように全体でつくっていくのかということが重要ではないかと考える。やや狭い意味のシンクタンクで申し上げると、世界にはそういう優秀なシンクタンクは幾つかあるため、人材の育成の在り方という観点で言うと、そういうことをやれる人を優遇して、例えばランド研究所に送り込むとか、ある種の国際的なクロスアポイントメント的な人材の運用をしながら育成をしていくことが重要ではないかと思う。さらに、そういったことをやられた方のキャリアパスをどう考えていくのかということが重要ではないかと考える。

もちろんこういったことを動かしていくには、それぞれの省庁でやっていただいていることをどのように統合していくかという視点が極めて重要になるため、そうした司令塔機能、ここになると思うが、それをうまく回していただくことが重要ではないかと考える。

- 今回、改正法案の国会審議を大変丁寧に行っていただき、感謝したい。
- 附則に「速やかに」という文言が入ったこととも関連しているが、ここ数年の国際情勢の変化はあまりにも異次元であるという感じがする。ただし、その中で、これらの事業や政策の中においては、それぞれ時間軸が違うということはきちんと認識し、位置付けておいたほうがよいと思う。

例えばAIやレアアースの問題のように、まさに緊急性の高いもの、スピード感が必要なものについては集中的に取り組んでいく。一方で、長期的にしっかりと取り組んだほうがよいもの、あるいは着実に進めるほうがはるかに効果的なものがある。他の委員から何度も御指摘があったが、恐らく医療分野もそうであるし、人材育成もそうであると思う。医療分野も、基本的に厚労省の回答で時間がかかるということだけが強調されているが、地域医療が抱えている問題、医師の偏在の問題は大変大きな問題である。それに対してどうしていくかという大きな政策の見直し、あるいは医療機関・病院の再編

成等も進めているということであるため、全体政策との整合性の中で対象となる基幹病院・拠点病院の在り方がより明確に位置付けられていくのではないかと思います。

ただし、全体政策との整合性を大切にしつつ、あまりにも時間がかかるということでは困るため、ある程度のスピード感をお願いしたい。時間がかかるとどうしても方向性がずれてくることになるため、しっかりと見守っていく必要があり、これは内閣府の役目としてお願いしたいと思う。

- 特定重要物資の指定に関して、今回、資料1の6ページに小野田大臣の御答弁があるが、大変ありがたい御答弁をいただいたと思う。重要物資の中においても、特定の省庁だけが管轄している物資は比較的問題点が分かりやすいが、複数の省庁が管轄している物資については、なかなか問題点が明確に見えてこないという現状があった。サプライチェーンリスクがあるにもかかわらず、問題が潜在化しているということがあったため、小野田大臣から、あくまで物資所管官庁がまずは責任主体であるが、それに対して内閣官房や内閣府が主導して積極的に働きかけるという姿勢を示していただいたことは大変ありがたいと思う。その点を附帯決議にも反映されているということで、心強く感じた。

- 特定海外事業の促進に関連して申し上げる。どういう事業が対象となるのかということはまだ漠然としているが、参議院の附帯決議を拝見すると、ある程度イメージされているものがあるのかなという感じがする。

国際協調主義、WTO体制から新しい時代に移行している状況の中で、どういった新しい秩序、新しい国際間連携をつくっていくか、あるいは国と国との間で特にパートナー国との関係をつくっていくかということが非常に重要視されてきている。特定重要物資も対象が徐々に広がりを持つてくると、恐らく、日本国内だけの対応、日本企業だけの対応では相当に限界があるということを見えてきたため、やはり海外との対応、協力関係、あるいは海外企業との協力関係も非常に重要になってくる。

そうすると、どういうものが事業対象になるかということはまだよく見えていないところであるし、ある程度フレキシブルに対応すべきだということでこういう文言になっているということとはよく分かるが、今後、経済安全保障の観点からの特定海外事業という定義付けが相当重要になってくる。既に御議論があったように、現在の国際情勢の中で、あまりにもカントリーリスクが高いとか、あるいは政治情勢が非常に不安定であるとか、多くの問題を抱えている国がある状況の中で進めていく必要があるため、相当しっかりした情報の収集と分析、支援体制が必要であると思う。

また、先ほど中小企業の話があったが、日本は中小企業が大きな割合を占めており、中小企業がこういった海外事業に取り組みながらサプライチェーンを維持していくということがあるため、そういうことを踏まえた上で、どういった基本指針をつくるか、

またどういった支援体制をつくっていくかということが、相当重要な柱になると感じている。

- このたびの改正法は1月の本有識者会議の提言を踏まえたものであり、小野田大臣及び事務局の御尽力によって公布に至ったことは、経済安全保障の取組の上で非常に重要な一歩であったと思う。御提案いただいたこの基本方針の変更（案）の下に、これから改正法を確実に執行して、戦略的自律性と戦略的不可欠性を高めることが次の課題であると考えます。また、経済安全保障推進法を始めとする経済安全保障法制はいくつかあるが、それぞれがそれぞれの役割を果たしながら、全体として一体的で十分な取組になるよう図っていくことが重要ではないかと考えています。
 - 既に御議論に出ているように、国際状況からは新たな措置を加えていく必要が当然予想されるところである。経済安全保障推進法は規制策と支援策の組合せを取っており、他の法律と比較して強い規制策一辺倒では必ずしもないと考えています。その点から、他の法律以上に様々な課題に対応できているかどうかを定期的に見直ししていくことが必要ではないかと思う。それが衆議院での附則修正の趣旨であったとも思うし、特にデータセキュリティについては、確実に議論を進めていくことが不可欠ではないかと考えています。最終的には、既に議論に出ている新設の海外事業の促進もそうであるが、日本のプレゼンスをこの国際状況の中で高めていくためには、経済安全保障に関するルールづくりを日本が主導できる、そういった立場を担っていくことが最終的な目標であると考えています。その点で、このたびの基本方針の変更（案）には賛成するものである。
 - 小野田大臣のリーダーシップの下、事務局の御尽力、関係者の皆様の御努力によって、速やかに、成功裏に改正法が公布されたことに敬意を表したい。
 - 私も他の委員の御意見と意見を同じくするところがあり、量子とAIは本当に一体化した問題である。量子の問題、例えば、先ほど対量子暗号（PQC）についても言及があったが、米国の国立標準技術研究所（NIST）が段階的に提示してきたPQCアルゴリズム標準化案に対して、中国の商業暗号標準研究所（CICCS）が対抗する標準化案を出している。こういうところで、グローバル・サウス諸国と協力をしていくというやり方も日本に与えられた機会であり、義務ではないかとも思うところである。
- (5) 事務局回答
- 非常に大所高所からの御指摘、また我々が見落としている観点についても様々な御指摘を頂き、誠に感謝申し上げます。

- 御指摘があった国際協調主義について、我が国が国際秩序の形成において主導的な役割を果たすことが重要だというフレーズを追加しているという点も、この国際情勢の変化を踏まえて認識を改めていく。
- シンクタンクについて、CSTI の成果をしっかりと生かすべきとのお話があった。日々連絡を取っており、まさにランド研究所に人を派遣した話やランドが出している委託調査の結果等については我々も拝見しており、かつ、ランド、CSIS、ASPI、ハドソン等ともコンタクトを取っている。将来的には MOU の締結等も含めて連携をしっかりと取ってまいりたい。

また、実務を分かっている人間を置くべきという御意見を頂いた。現在リクルーティング活動の真っ最中であり、各企業、様々なセクターの方々から、サプライチェーンや技術の専門家の方々にお声かけをしているとともに、セキュリティ関係の方々についてもしっかりと連携していきたいと考えている。
- 官民協議会については分科会を立ち上げることとしており、何でも官民協議会で協議するというよりは、国家公務員法上の守秘義務がかかる制度であることから、そういったものにふさわしいテーマは何か、それにふさわしい方々は誰かということをしつかり厳選して制度を構築していきたい。
- 集団的な経済安全保障については、多くの委員からお話があった。特定国からの威圧にどう対応していくかということと、どのように同志国で連携するかという両方の面があると思うが、この点についても経済安全保障政策全体の中でしっかり考えていきたい。サイバー、AI、量子、クラウド、クリアランスのお話も出たが、こういったものも有機的に連携させながらしっかり考えていきたい。
- 国内のサプライチェーンにおける人づくりの重要性については、御指摘のとおり。実際に造船を例に取っても、現場では溶接工や開発エンジニアが足りないといったことがボトルネックになっている。また、主務大臣により認定を受けて取組を進めている供給確保計画の中には、工場を建てる際の現場作業員不足により、計画が遅れたということが起きている。
- 現在、サプライチェーンの強靱化に向けた生産設備整備とともに、研究員費等を含む技術開発についても支援を行っており、人づくりにも役立っていると考えますが、御指摘のあった若者の基礎教育を含めた人づくりについては、引き続きしっかり考えてまいりたい。

- 造船のリショアリングについては、まさに今取り組もうとしているところであり、昨年末に「船体」を新たに特定重要物資に追加し、造船所、クレーンやドックについての設備整備等ができるようにした。政府目標として、現状では毎年 900 万総トンの生産能力があるが、それを 10 年間で 1800 万総トンに倍増するという計画の下で、1200 億円の基金が設置されている。日本成長戦略会議における造船のロードマップの枠組みも活用しながらしっかり取り組んでまいりたい。
- サイバーセキュリティあるいはサプライチェーンという文言を今回消すということについてどうなのかという御指摘を頂いた。この部分は、もともと環境から出てきている現象面というところで例示的に書いたものであり、何を例示していくのかというところで、今回一旦案としては削除としている形で修正をしていたが、御意見をいただいたため、この後いろいろと相談させていただきたい。
- 広報あるいは地方も含めての対話については、非常に重要であることは重々認識している。法律の内容だけ紹介しても、民間事業者の方々に対しての訴求力はなかなか難しい。基本指針あるいは政省令といったものについての整備もある程度進んだ段階で、かゆいところに手が届くような話ができる環境をつくって進めてまいりたいと考えている。
- 中小企業のお話があった。先ほどは割愛したが、国会の審議の中でも、経済安全保障における中小企業の役割について、規制の部分、サプライチェーンや今回導入する海外支援事業についてどのように関わっていけるのかということについての御質問・御議論が国会でもあった。大臣からも、当然ながら中小企業をもちろん排除するものではなく、むしろ積極的にこちらから情報発信をして、活用できる施策については活用していただきたいとの御答弁を頂いていた。
- 安全保障と経済合理性のバランスという部分について、基本的な考え方としては、まさに委員がおっしゃったような認識であると思う。一方で、まさに委員がおっしゃっていたように、まだまだどうしても安全保障あるいは経済安全保障というと身構える事業者もいると考えたときに、どういうふうに書けば伝わっていくのかというところかと思うため、この部分については委員の皆様方からの御意見も踏まえながら検討を進めていきたい。
- 官民協議会について、法律上の建付けは第 3 条の 2 に書いてあるとおりである。どのようなテーマにするかについて、すぐ措置を打たなければならないものについては何

らかの措置を官民で考えていくこと、中長期的なものであれば中長期的なロードマップを考えていくこと、産業界全体の意識やリスクの感覚をしっかりとやっていくものであればこうしていくといった、様々なテーマ、頻度、メンバー、何を目指していくかということについても、実は分科会ごとに異なってもよいものであると考えている。この点については現在事務局において検討を進めているところであり、業界の皆様と注意深くコミュニケーションをしっかりと取りながら、詰めていきたいと考えている。

また、それに当たっては各省庁において何を目指していくかということ、政府全体で足腰をしっかりと強化していくことを考えるべきとの御指摘があったため、その点については NSS 及び内閣府において各省庁とよく連携を取りながら、政府全体でしっかりと考えたい。

- 基幹インフラに関して、医療の関係に限らない話だが、医療については、厚労省とも連携しながら、基幹インフラ事業者、ベンダー、委託事業者も含めて、しっかりと負担が軽減できるよう取り組んでまいりたい。省令や Q&A、今後の基本指針の変更（案）を策定する中でまた御議論いただければと思うが、政府においても十分配慮しながら制度整備に努めてまいりたい。

- 施策の運用の重要性という点、特に民間事業者との関わりという点の重要性については、常々認識しているが、どうしても目の前の業務に忙殺されているとつい失念してしまうという部分もある。こういった形で確認をしていただいたことで、しっかりと取り組んでいく必要があるという認識を新たにしている。

- 緊急性が高いものと時間をかけて検討すべきものという御指摘があった。これはまさに今回の法改正のプロセスを経て、本当にすぐに見直さなければならないものはきっとあるということで、取り組もうとしている。その一例がまさにデータセキュリティということになる。

一方で、長期的なものについては、今回つくるシンクタンクあるいは官民協議会といったものも活用して、今見えていない課題についてもしっかりと発掘していくということも含めて取り組んでいくということだと捉えている。

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画との連携等について御指摘を頂いた。同基本計画では、「科学技術と国家安全保障との有機的連携」が柱の一つとなっている。これを実行していく方策の一つとして、経済安全保障推進法の枠組みを活用した K Program を推進することとしており、これは第7期科学技術・イノベーション基本計画にも記載されている。今回の法改正の内容も踏まえ、更に K Program の強化の方向性等を考えていきたい。

また、「戦略的科学技術外交の推進」も第7期科学技術・イノベーション基本計画の柱の一つとなっている。これは経済安全保障推進法の枠組みだけで対応していくということではなく、様々な枠組みで取り組むべきものと考えている。我々としては、例えば日本、米国、韓国の国立研究所の経済安全保障分野での連携を支援しており、こういった取組を推進していきたい。アカデミアの国際連携も深めていくという話もあったが、この事業の中でも3か国の国立研究所の研究者の間で交流を深めていくことについて、一定の成果が出ていると考えている。

- 日本の技術力が世界の中でどのような水準にあるのかということも踏まえながら取り組んでいくことが必要との御指摘を頂いた。技術力だけでなく、その技術開発が経済安全保障上どのような意義を持っているか、といった観点について、シンクタンクからアドバイスをもらいながら取り組むことを考えたい。

(10) 泉室長閉会挨拶

- ・ 法案が無事に成立したが、その法案の前提となる議論は、まさに本有識者会議で委員の皆様へ頂いた議論である。
- ・ 私が思うのは、経済安全保障推進法の制定当時から、まさに本有識者会議の委員の方々からずっと御議論いただいていたということ。制定当時はウクライナの話があり、今回また中東の話もあった。それぞれ世界情勢が変わっており、そのレッスンを受けながら、法律に基づく執行の在り方を変化させなければならないということで、経済安全保障法制及び政策は、ある意味レッスンを踏まえて生き続けていくものであるべきだと考えている。その際に、これをずっと見ていただいている委員の方々には、引き続き御支援をお願いしたいと思っている。
- ・ 個々の施策について、今回の法制で新しい施策も始まるため、総合的な経済安全保障シンクタンクの在り方、特定海外事業の在り方の指針を策定して動かしていくこととなる。本日頂いた御指摘を踏まえてまた議論させていただきたい。
- ・ また、多くの委員から頂いた、経済安全保障を集团的に形づくっていくという考え方があるのではないかと御意見について、我々としても、どういうやり方をしていくかということを考えていくべきだと思っており、それを基に個々の施策をつくっていくようになると考えている。